

関西学生女子サッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関西学生女子サッカー連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、大阪府泉南郡熊取町朝代台 1-1 大阪体育大学内 に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、全日本大学女子サッカー連盟と連携し、関西学生女子サッカーの強化と普及を図り、サッカーの総合的発展に寄与すること、および加盟チームの連携協調を図ることを目的とする。また、社会に貢献できる人材およびスポーツ文化発展のためにそのリーダーとなる人材を養成する。

第3章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の主催及び主管
- (2) 関西選抜チームの編成と強化
- (3) サッカー競技の講習会、研究会
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、原則として関西の各府県サッカー協会（京都、滋賀、大阪、奈良、兵庫、和歌山）に加盟登録された各大学を代表する女子学生チームをもってこれを組織する。

(構成)

第6条 本連盟は、1部および2部のブロックによって構成する。

2. ブロック編成については、理事会において決定する。

(加盟)

第7条 本連盟に新たに加盟を希望するチームは、所定の申請用紙を理事長あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。加盟条件については、別に定める。

(脱退)

第8条 本連盟より脱退を希望するチームは、理事長あてに理由を添えて脱退願を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5章 協議機関

(協議機関)

第9条 本連盟には、次の協議機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会

第6章 評議員および役員

(評議員)

第10条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事会で承認され推薦に基づき選任する。

- (1) 加盟チームの大学専任教職員（登録チームは必ず1名を推挙することを義務付ける）
 - (2) 理事会で承認された学識経験者（若干名）
- 2 評議員は評議員会を組織し、次の各号に定める事項について承認を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対して必要と認める事項について助言する。
- (1) 役員の推挙および選出
 - (2) 事業計画および事業報告
 - (3) 予算および決算
 - (4) 連盟規約の改廃
 - (5) その他議決を要する重要事項

(役員)

第11条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 監事 2名以上
- (2) 理事 20名以内（うち理事長1名、副理事長若干名を含む）

(監事)

第12条 監事は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を経る。

- 2 監事は、理事会の業務ならびに会計を監査する。
- 3 監事は、他の役職を兼任することが出来ない。

(理事)

第13条 理事は、次の各号に掲げる者とし、評議員会の承認を経る。

- (1) 本連盟加盟チーム関係者のうちから、理事会において推薦された者。
 - (2) 理事会において推薦された学識経験者（若干名）
- 2 理事は、理事会を組織し、次の各号に掲げる重要事項を審議、決定し本連盟の業務を執行する。
- (1) 役員の推挙および選出
 - (2) 事業計画および事業報告
 - (3) 予算および決算
 - (4) 連盟規約の改廃
 - (5) その他議決を要する重要事項

(理事長)

第14条 理事長は、理事会において理事の互選により選出し、評議員会の承認を経る。

- 2 理事長は、理事会を代表し、理事会における業務を統括する。

(副理事長)

第15条 副理事長は、理事長が理事会の同意を得て、理事の中から指名する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその業務を代行する。

(評議員および役員の任期)

第16条 評議員および役員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補充または増員により選任された評議員および役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 評議員および役員は、その任期満了でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第7章 顧問および参与

(顧問および参与)

第17条 本連盟に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の推挙に基づき、評議員会の承認を経る。

3 顧問および参与は、理事会および評議員会の諮問に応じる。

第8章 会議

(評議員会)

第18条 本連盟に評議員会を置く。

2 定期評議員会は年1回とし、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

3 評議員会は、評議員をもって組織し、評議員の互選により評議員会議長を選出する。

4 評議員会は、評議員会議長が召集し、構成員の3分の2以上の出席により成立する(委任状を含む)。

5 評議員会の議事は出席者の過半数をもって決するが、可否同数の場合は評議員会議長の決するところによる。

6 理事および監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって組織され、連盟の業務に関わる重要事項を審議決定する。

2 理事会は、理事長が召集する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事会は、理事の1/2以上の出席によって成立する(委任状を含む)。

5 議事は出席理事の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第20条 本連盟の業務を円滑に執行するために、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 広報委員会

- 2 各委員長は、原則として理事があたる。
- 3 各委員長は、本連盟の理事から理事会が推薦し、理事会の承認を経る。
- 4 各委員会の委員は、委員会からの推薦により理事会で承認を得た者とする。
- 5 各委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6 補欠または増員により選任された委員長および委員の任期等は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 7 各委員会の委員長および委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を行わなければならない。
- 8 各委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- 9 各委員会の所轄事項は、別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第21条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は別に定める。

第11章 学生幹事

(学生幹事)

第22条 本連盟には、次の学生幹事を置く。

- (1) 学生幹事長 1名
 - (2) 学生副幹事長 若干名
 - (3) 幹事 20名以内
2. 学生幹事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本連盟加盟チームの学生のうち、理事会において承認された者。
 - (2) 理事長の推薦した学生で、理事会において承認された者。
 3. 学生幹事は、学生幹事会を組織し、本連盟の実務を遂行する。
 4. 学生幹事規約については別に定める。

第12章 会計

(収 入)

第23条 本連盟の経費は、各加盟チームの団体登録費、個人登録費その他の収入をもってこれにあてる。

(登録費等)

第24条 加盟団体は、団体登録費、個人登録費、その他の定められる会費を納付する。納入金額およびその方法については別に定める。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第13章 登録

(登録)

第26条 各加盟チームは、毎年別途定める方法によって、登録手続きをしなければならない。登録

- 後変更が生じた場合は、その都度これを申告しなければならない。
- 2 同じ学校法人の短大・大学の学生は、同一チームとして登録することができる。
 - 3 各チームは、連盟登録時に選手、スタッフとともにチームを代表する評議員1名を登録しなければならない。

第14章 罰 則

(罰 則)

- 第27条 本連盟の規約・その他決定事項に反する行為および本連盟の名誉を著しく汚す行為があった加盟チーム、ならびに所属選手は、理事会の審議により、除名・その他の処分を受ける。但し、理事会は、当該チーム、あるいは選手に弁明の機会を与えなくてはならない。

付 則

- 第28条 本規約の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認を必要とする。

2. 本規約は、1998年4月1日より制定施行する。

(改定) 2010年3月25日 (一部改定)